

只見町地元産材活用支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町は、地元産材の活用による森林環境の保全を促進するため、町産木材を使用して木造住宅等の建設等を行う者に対して、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）木造住宅等

土台、柱、梁、桁、小屋組など主要な構造部材のすべてが木材でできている住宅、車庫、工場、倉庫、事務所及び店舗などの建築物をいう。（軸組工法以外も含む。）

（2）建設等

木造住宅等を新築、増築又は改築することをいう。

（3）町産木材

只見町内の森林から生産され、かつ、町内で製材、加工された木材をいう。

（4）建築主

町産木材を使用して木造住宅等の建設等を行う者をいう。

（5）着工日

「根切り工事」又は「杭工事」が開始された日をいう。

（6）完了日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条に基づく検査済証の交付日をいう。ただし、検査の申請が不要な地域又は床面積の場合は、建築主への引き渡し日をいう。

（交付の対象）

第3条 交付の対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）建築主は町内の公衆用道路及び給排水施設の維持管理など公共サービスの提供を受けることができる場所に木造住宅等の建設等を行う者であること。

（2）建築主は住所又は事業所が町内にあり、かつ町税等の滞納がないこと。

（3）同一建物が只見町の実施する他の制度による補助金等の交付の対象とならないこと。

（4）施工者の主たる事業所は町内にあること。

（5）事業実施年度の4月1日以降に着工していること。

（6）主要構造材（柱・梁・桁・土台）、羽柄材及び造作材において、別表1に定める量以上の町産木材を使用している建築物であること。（木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる。）

（補助金額）

第4条 補助をする金額は、使用する町産木材の量に応じ別表2によるものとする。

- 2 同一建物につき、過去にこの補助金を受領している場合の補助金額は、既に受領した補助金額を含め、100万円を上限とする。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする建築主は、着工日の30日後までに只見町地元産材活用支援事業補助申請書（様式第1号）に工事契約書等の写しを添えて町長に提出するものとする。

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）によりそれぞれ当該建築主に通知する。

（事業計画の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた建築主は、事業計画を変更するとき又は事業を中止若しくは廃止するときは、事業変更申請書（様式第3号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合は、第6条各項に準じ変更決定し、当該建築主に通知する。

（事業実績の報告）

第8条 補助金交付決定を受けた建築主は、事業が完了したときは、その成果を記載した事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、完了後30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 町産木材の使用量が確認できる書類の写し（町産木材納品証明書（様式第5号））
- (2) 法第6条に基づく確認済証の写し（建築確認申請が不要な地域又は床面積の場合は、法第15条に基づく建築工事届の写し）
- (3) 法第7条に基づく検査済証の写し（建築確認申請が不要な地域又は床面積の場合は、添付不要）
- (4) 工事の完成及び使用状況が確認できる書類（工事写真（様式第6号））
- (5) 施工者の主たる営業所の住所が確認できる書類の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた建築主は、事業が完了したときは、前条の実績報告書と

あわせて補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消又は返還）

第10条 町長は、補助金交付決定の通知又は補助金の交付を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の取消し若しくは変更又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書その他書類等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

（書類の提出）

第11条 町長は、補助金に係る予算執行の適正を期するために必要があるときは、当該建築主に対し、この要綱に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

附 則（平成27年5月22日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度の事業に係る交付申請にあっては、第5条中「着工日の30日後」を「着工日又は公布の日のいずれか遅い日から30日後」に読み替えて適用する。

附 則（平成28年3月25日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

建築物の床面積	使用する町産木材の量
5 0 m ² 未満	2 m ³ 以上
5 0 m ² 以上 6 5 m ² 未満	3 m ³ 以上
6 5 m ² 以上 8 0 m ² 未満	4 m ³ 以上
8 0 m ² 以上 9 5 m ² 未満	5 m ³ 以上
9 5 m ² 以上 1 1 0 m ² 未満	6 m ³ 以上
1 1 0 m ² 以上 1 2 5 m ² 未満	7 m ³ 以上
1 2 5 m ² 以上	8 m ³ 以上

別表 2

使用する町産木材の量	補助金額
4 m ³ 未満	1 0 万円
4 m ³ 以上 8 m ³ 未満	2 0 万円
8 m ³ 以上 1 2 m ³ 未満	4 0 万円
1 2 m ³ 以上 1 6 m ³ 未満	6 0 万円
1 6 m ³ 以上 2 0 m ³ 未満	8 0 万円
2 0 m ³ 以上	1 0 0 万円